民生委員・児童委員が改選されました

平成 22 年 12 月 1 日付けで民生委員・児童委員の改選が行なわれましたので、お知らせします。
なお、今回の改選に伴う任期は 3 年間です。
詳しくは、福祉課へご連絡ください。

問い合わせ先　福祉課 社会福祉班（西合志庁舎）☎242−1149

西部民生委員児童委員協議会　（旧西合志地区）

	氏　名	担当区域
1	野口　和子	生坪・弘生
2	角田　律子	江良・高木
3	大塚よし子	小池・ケアハウス
4	清田　朋矩	辻久保
5	高村久美子	小合志・合生住宅
6	谷山　賢一	黒松・立割・桑木鶴団地
7	大住　保子	北・本村・辻
8	串下　一	東・湯之端・外園
9	安武　敏章	城・上生
10	木村由美子	中尾・灰塚
11	久川　浩信	木原野・ユトリック団地
12	松本　之	大池・東大池
13	髙島　昭	芝原・南原住宅
14	山田千代美	若原(3組)※10、11班除く
15	三石　唯子	若原(1、2組)
16	中棚　宏	若原(3,4,5,6組)※3組は10、11班のみ
17	徳永むつゑ	御代志(1～5)、農研、再春荘、恵楓園
18	岩下　悦子	御代志(6～12)
19	小林　干城	黒石(上)
20	大藪　重利	黒石(下)
21	丸山クニ子	黒石団地(北組)
22	宮田　幸子	黒石団地(南組)
23	倉野　昭宏	黒石団地(西、東組)
24	東　雅春	黒石団地(中組)
25	鶴田　慶子	新開
26	廣木　孝	新開
27	塚本小百合	新開
28	門脇　公美	新開
29	福田　妙子	東須屋
30	田中　直子	南陽
31	西嶋　達代	南陽
32	中山　尚子	南須屋
33	後藤小百合	須屋(的場、向島、西、西谷、打越)
34	伊津野冨美代	須屋(霜深、柾松、東1、東2)
35	田尻　勝利	須屋(向陽、迫上、迫下)
36	妙圓園純子	須屋(新東2組)
37	東　海三	須屋(池の本、畠田)
38	長田　照子	須屋(下須屋)・県営住宅
39	後藤　絹代	上須屋(南、中)
40	小田　要輔	上須屋(西3組、2組5～7・9～11班)
41	佐藤　恒男	上須屋(東)
42	山﨑　良一	上須屋(西1組、2組1～4・8班)
43	飯塚恵美子	堀川
44	川越　哲也	榎ノ本(1、2、3組)
45	橋本　順子	榎ノ本(4、5、6組)
46	西里　文孝	西須屋団地
47	伊藤モモ子	主任児童委員
48	石田　榮子	主任児童委員
49	川原　憲一	主任児童委員

東部民生委員児童委員協議会　（旧合志地区）

	氏　名	担当区域
1	松岡美佐子	出分・新古閑・上古閑
2	渡邉　磬	御領・野付
3	吉岡　隆男	新迫・日向
4	原田　登代	上町・竹迫住宅
5	城　保子	横町・下町
6	中無田重安	二子・油古閑
7	緒方久美子	上庄　上
8	合志　明公	上庄　下
9	大山　重隆	原口・原口下
10	坂本　英昭	平島・鹿水
11	塚本フサコ	中林・後川辺
12	松坂　茂子	栄温泉団地　（改選手続中）
13	古荘　律子	新栄団地・山下団地・栄住宅
14	三宅　信人	上群・南群
15	五島　正治	下群
16	渡辺　禮子	桜路
17	吉田　陽一	黒石原・西沖住宅
18	井上　保雄	すずかけ台　1・2
19	手島　薫	すずかけ台　2・3
20	松﨑　佳子	すずかけ台　4・5
21	内村　靖子	すずかけ台　6・7
22	荒川　福江	泉ケ丘　3・4
23	森　房子	泉ケ丘　2
24	上田　幾代	泉ケ丘　1
25	那須　明子	泉ケ丘　5
26	（選任中）	笹原
27	米村　孝子	武蔵野台・雇用促進住宅
28	郷　茂雄	武蔵野台・雇用促進住宅
29	甲斐　保之	武蔵野台・雇用促進住宅
30	髙倉ミツ子	武蔵野台・雇用促進住宅
31	石原　信子	永江団地　1町内・6の一部
32	平岡　純子	永江団地　2町内・5の一部
33	中山ハル子	永江団地　3町内・4の一部
34	竹田　節子	永江団地　4・5・6町内
35	伊藤　カヨ	杉並台　1町内
36	瀬戸口瑞代	杉並台　2町内
37	井上　椒子	杉並台　3町内
38	上船　敏夫	沖野台
39	木村まり子	主任児童委員
40	矢野　成美	主任児童委員

選挙当日、投票に行けない人のための制度

平成23年4月には、統一地方選挙（熊本県議会議員一般選挙・合志市議会議員一般選挙）が予定されています。投票は投票日当日に行なうことが原則とされていますが、当日投票に行けない選挙人のために、次の制度が用意されています。詳しくは、選挙管理委員会までお問い合わせください。

期日前投票

投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などの用務があるなど、一定の事由に該当すると見込まれる選挙人は、期日前投票所において期日前投票ができます。

■投票できる期間
公（告）示日の翌日から選挙期日の前日まで
県議会議員一般選挙は 8 日間
市議会議員一般選挙は 6 日間

■投票時間
午前 8 時 30 分から午後 8 時まで
期間中であれば土・日・祝日も実施

■期日前投票所
市役所合志庁舎と西合志庁舎の 2 カ所

■投票の手続き
選挙当日の投票所における投票と同じで、投票用紙を直接投票箱に投函します。ただし、宣誓書（当日投票に行けない理由に○）をご記入いただきます。

投票日には満 20 歳となり選挙権を有するが、期日前投票を行なおうとする日においてまだ選挙権を有しない人は、期日前投票を行なうことはできませんが、この場合は「不在者投票」という制度で投票をすることができます。
なお、不在者投票は合志庁舎のみでの受付となります。

不在者投票

仕事や旅行などで選挙期間中、合志市以外の市区町村に滞在している人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。また、指定病院等に入院している人などは、その施設内で不在者投票ができます。

(1)合志市以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票

合志市選挙管理委員会に、直接または郵便などで投票用紙など必要な書類を請求します。この場合、どこで投票したいかを伝えます。

交付された投票用紙などを持参して、滞在先の市区町村の選挙管理委員会に出向いて投票を行ないます。

滞在先で不在者投票ができるのは、投票を行なおうとする市区町村選挙管理委員会の執務時間内（平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）に限られます。

(2)指定病院等における不在者投票

手続は（1）とほぼ同じです。投票用紙などは、病院長等を通じて請求することができ、投票は病院長等の管理する場所で行います。

※「指定病院等」とは、都道府県の選挙管理委員会が不在者投票のために指定した病院・老人ホームなどです。

※不在者投票が投票日当日の指定時間までに合志市選挙管理委員会を経由して所属投票所へ到着しないときは、その投票は無効となりますので郵送期間などを見越して、早めの手続きが必要です。

郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳や戦傷病者手帳を持つ人で一定の障がいのある人、または介護保険の被保険者証の要介護区分が「要介護5」の人は、自宅などで投票用紙に記入し、郵便などにより不在者投票ができます。

郵便などによる不在者投票を行なうためには、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。交付を申請できる人は次に該当する人です。

手帳の種類	障がいの種類	障がいの程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹または移動機能の障がい	1級もしくは2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	1級もしくは3級
	免疫、肝臓の障がい	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障がい	特別項症から第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい	特別項症から第3項症
介護保険被保険者証	要介護5	

郵便等投票における代理記載制度

郵便等投票ができる人のうち、自ら投票の記載をすることができず、次の要件に該当する人は、あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た代理記載人1人（選挙権のある人に限ります）に投票に関する記載をさせることができます。

手帳の種類	障がいの種類	障がいなどの程度
身体障害者手帳	上肢・視覚の障がい	1級
戦傷病者手帳	上肢・視覚の障がい	特別項症から第2項症

この「代理記載制度」を利用するためには、事前に代理記載の申請をしたうえで、「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。

問い合わせ先　合志市選挙管理委員会（合志庁舎総務課内）　☎248−1112